

マイネット支店ご利用規定

本規定は、お客さまと但馬銀行（以下「当行」といいます。）マイネット支店（以下「当店」といいます。）との間で取引を行う場合のお取扱いを定めたものです。当店とのお取引にあたっては、次の条項のほか、当行が別に定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

第1条 取引の範囲

1. お客さまは、本規定に基づき以下に定める取引をご利用いただけるものとします。
 - (1) 総合口座取引（普通預金、定期預金、定期預金を担保とする当座貸越）
 - (2) 投資信託取引
 - (3) カードローン、フリーローン取引
 - (4) その他当行ホームページに記載の取引
2. 総合口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。
3. 満20歳未満のお客さまは、定期預金を担保とする当座貸越ならびにカードローン、フリーローン等の一部の取引を制限いたします。
4. 当店で提供する商品、サービス内容、金利、手数料等は、当店以外の本支店におけるお取扱いと異なる場合があります。

第2条 本契約の成立

1. 当行はお客さまからこの規定の取引にかかる、当行所定の申込書等の提出を受け、これを承認したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

第3条 利用資格

1. 当店と取引を行うことができるお客さまは、当行所定の地域に居住または勤務される満18歳以上の個人の方（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者（以下「成年後見制度利用者」といいます。）を除く）に限らせていただき、当店とのお取引は契約者ご本人が行うものとします。
2. 当店の口座は、事業性口座としてはご利用いただけません。また、屋号の付いた名義でのご利用もできません。

第4条 取引の開始

1. 当店とのお取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の方法により申し込み、当行がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。
2. お取引の開始にあたっては、第1条に定める総合口座（普通預金、定期預金）を開設し、普通預金のキャッシュカードを発行します。なお、口座開設にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。

3. 前項以外の取引は、当行が別に定める各取引規定に基づくお申込みにより取引を開始するものとします。
4. 当店との取引では、「たんぎんインターネットバンキングサービス」（以下「インターネットバンキング」といいます。）または「インターネットバンキングライトサービス（以下「ライトサービス」といいます。）をご利用いただきます。
なお、振込・振替などの資金移動を伴う取引をご希望される場合は、インターネットバンキングを申込のうえ、ご利用ください。（ライトサービスでは、資金移動を伴う取引は、ご利用いただけません。）
5. 本条第2項による口座開設後、お届けの住所に口座番号通知書等を本人限定受取郵便により郵送しますが、郵便物が未着等により返戻された場合は、口座開設のお申込みを取り消しさせていただきます場合があります。

第5条 お届印

1. 当店とお取引を開始する際には、第1条第1項の取引に使用する印章（以下「お届け印」といいます。）により印鑑を届出てください。印鑑はお客さまお一人につき一つのみお届けいただくものとし、当店とのお取引において共通とさせていただきます。
2. 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしました場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第6条 当店との取引方法

1. お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、本規定に特に定める場合を除き、当行本支店の窓口での取引はできません。
 - (1) インターネットバンキングまたはライトサービスによる取引
 - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動入出金機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM等」という。）による取引
 - (3) その他当行所定の方法による取引

第7条 ATM等の故障や通信機器およびコンピューター等の障害時の取扱い

1. 停電・故障等により当行のATM等による取扱いができない場合、または通信機器、回線およびコンピューター等の障害等によりインターネットバンキングによる取引ができない場合には、当行本支店窓口において、窓口営業時間内に限り、当行所定の方法で預金の預入れ、払戻しまたは振込等を受付けます。
2. 前項の理由により当行ATM等およびインターネットバンキングによる取引ができない場合に、当行のサービス取扱いに遅延・不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第8条 証券類の取扱い

1. 当店は、手形、小切手等の発行はいたしません。
2. 当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書その他の証券類の受入れはいたしません。

第9条 通帳・証書、残高証明書等の取扱い

1. 当店では、原則として預金通帳・証書の発行はいたしません。
2. 取引残高または取引明細は、インターネットバンキングまたはライトサービスによりご確認ください。
3. 取引の残高証明書を必要とされる場合は、当行所定の方法により、都度当店にお申し出ください。なお、残高証明書発行にあたっては、手数料一覧で定める手数料が必要となります。
4. 届出の住所に郵送した残高証明書が返却された場合、当行は保管責任を負いません。延着または到着しなかった場合等で当行の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当行は責任を負いません。

第10条 代理人カードの取扱い

1. 当店は、第1条に定める普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第11条 マル優の取扱い

1. 当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

第12条 諸手数料

1. 残高証明書発行手数料、その他の諸手数料については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。
2. 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定内容または新設内容を当行ホームページに掲載することにより告知します。

第13条 定期預金の取扱い

1. 当店で取扱う定期預金は当行所定のものとし、当店以外の本支店におけるお取扱いと異なる場合があります。
2. 定期預金の預入および解約はインターネットバンキングを利用し、当行所定の方法により行うものとします。なお、ライトサービスによる預入および解約はできません。

第14条 投資信託の取扱い

1. 投資信託口座の開設は、当行所定の方法により行うものとし、口座の開設にあたっては、当行

所定の方法によりお申込みのご意思を確認します。確認ができない場合、ご利用いただけないことがあります。

2. 当店で開設した投資信託口座の指定預金口座は、当店の普通預金口座とします。
3. 当店で開設する投資信託口座は特定口座とします。
4. 当店で取扱う投資信託の銘柄、手数料等の条件は当行所定のものとし、当店以外の本支店におけるお取扱いと異なる場合があります。
5. 一旦開設された投資信託口座は、当店との取引を解約するまで、原則として口座解約すること、およびインターネットバンキングから口座登録を解除することはできません。

第15条 通知および告知方法

1. 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲載、電子メールの送信、届出住所への通知書等の送付またはその他の方法のいずれかにより行うものとします。
2. 当行が届出の電子メールアドレス、住所等に各種通知・告知を行った場合は、通信事情などの理由により延着し、または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなし、それにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 届出の住所、氏名あてに送付した通知書等が未着などにより当行に返戻された場合、当行は通知書等の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された通知書等に関して、当行は保管責任を負いません。

第16条 届出事項の変更等

1. お届印、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、ただちに当行所定の方法により届出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。
2. お客さまが当行に届出た住所、電話番号、電子メールアドレスがお客さまの責に帰すべき事由により、お客さま以外の方の住所、電話番号、電子メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
3. 届出事項に変更があった場合、届出の前に生じた損害、および変更処理が終了するまでの間に生じた損害について当行は責任を負いません。

第17条 喪失の届出

1. お届印、キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当店へ電話連絡するとともに、当行所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードの再発行にあたっては、手数料一覧で定める手数料が必要となります。
2. お届印、キャッシュカード等を紛失した場合、喪失の届出がなされる以前に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第18条 解約

1. お客さまが当店とのお取引を解約される場合は、当店にお申出のうえ、当行所定の手続きを行ってください。なお、普通預金口座を解約される場合は、同時に当店との全てのお取引を解約するものとします。
2. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知することなく、当店との全ての取引を直ちに解約できるものとします。この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。
 - (1) 本規定その他当行が定める各規定に違反したとき
 - (2) 取引にかかる諸手数料の支払いがなかったとき
 - (3) お客さまの責に帰すべき事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - (4) 裁判所、警察等の指示や代位弁済等を理由とする支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあったとき
 - (5) 当行に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (6) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座等の名義人の意思によらず口座開設されたことが明らかになったとき
 - (7) 預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - (8) 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき
3. 解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまにご指定いただいた金融機関の預金口座へ手数料一覧で定める振込手数料を差し引いたうえ、振込むものとします。なお、お客さまに対する貸出金、貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きいたします。
4. 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合は、当行は当店の口座開設の申込みがなかったものとして、預金口座等を解約できるものとします。
5. 当社が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

第19条 取引種類・内容の変更

1. 当行は、当社で取扱う商品・業務等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。また、当該変更のためにホームページ等を一時利用停止にすることがあります。
2. 前項の変更を行う場合は、原則として、当行ホームページに掲載することにより告知します。
3. 本条第1項の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第20条 譲渡・質入れ等の禁止

1. 当社との取引に基づくお客さまの権利および預金等の譲渡、質入れその他第三者の権利を設

定すること、または第三者に利用させることはできません。

第21条 規定の準用

1. 当店との取引において本規定に定めのない事項については、当行が定めた各取引規定により取扱います。
2. 本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第22条 規定の変更

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第23条 準拠法および管轄裁判所

1. 当店との契約の準拠法は日本法とします。
2. 当店との取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上
(令和2年4月1日現在)